

平成22年 4 月 4 日
長野市環境部環境政策課

廃棄物焼却施設に対する行政処分について

平成22年 2 月13日に下記事業所に対し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成22年 4 月 3 日を期限として廃棄物焼却施設の使用停止命令及び改善命令を行いました。期限までに改善されないため、改めて行政処分を行いました。

記

1 事業所名

有限会社マルシヨ一（施設住所：篠ノ井山布施8203）

2 行政処分の内容

（1）使用停止命令

廃棄物焼却炉を50日間（平成22年 4 月 4 日から平成22年 5 月23日まで）使用を停止すること。

（2）改善命令

排ガス中のダイオキシン類濃度が排出基準以下になるよう必要な措置を講じること。

環境部環境政策課
担当 中嶋
電話 026-224-8034（直通）
内線3014